

平成25年6月25日（火）於：一ツ橋ホール（千代田区）
平成25年6月27日（木）於：アイムホール（立川市）



建設業の新規就業者に対する 安全衛生講習会

東京労働局 安全課長
船井雄一郎

第 I 部 建設現場の概要と仕事の流れ

1 建設業における労働災害の状況

建設業における死亡災害の特徴

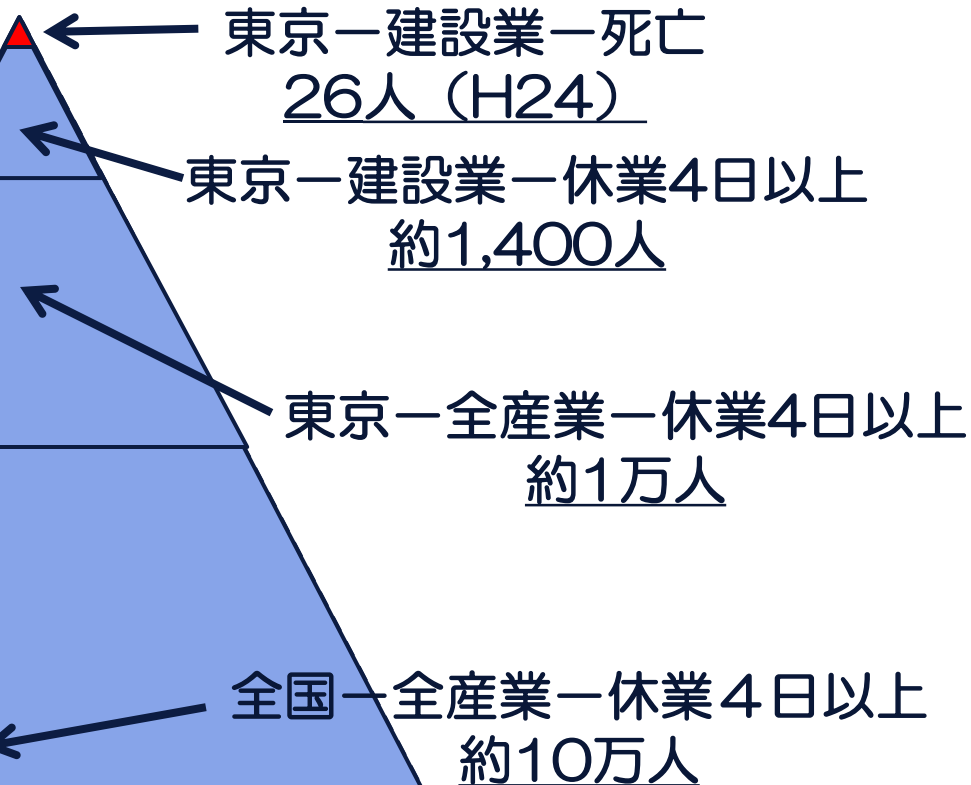
ポイント①：死亡災害が全産業の3分の1を占める
(雇用者数は全産業の1割弱)

ポイント②：死亡災害ワースト3は「墜落・転落」、
「機械災害」、「土砂崩壊」(全体の約7割)

ポイント③：入場日数が浅い者の被災が多い
(入場初日の被災が約3割)

休業災害についてみると、「墜落・転落」がワースト1
「脚立」や「作業台」など、それほど高くない箇所で多発

身近に潜む労働災害



新聞報道等で取り
上げられる災害は
「氷山の一角」
に過ぎない

軽微な災害はもっと多数ある！



2 建設現場の概要

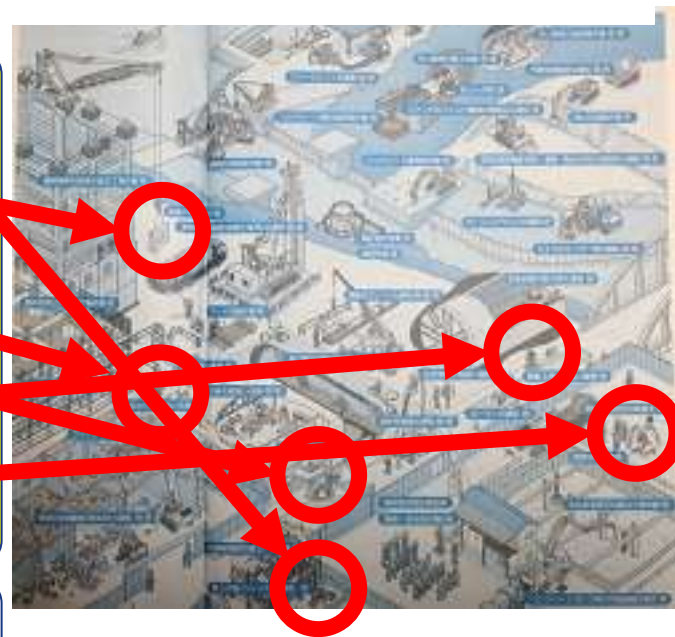
建設業許可業種（28業種）			
土木工事業（土木一式）	板金工事業		
建築工事業（建築一式）	ガラス工事業		
大工工事業	塗装工事業		
左官工事業	防水工事業		
とび・土工工事業	内装仕上工事業		
石工事業	機械器具設置工事業		
多岐にわたる業種で 様々な作業が行われる			
		タイル・れんが・ブロック工事業	さく井工事業
		鋼構造物工事業	建具工事業
		鉄筋工事業	水道設備工事業
ほ装工事業	消防施設工事業		
しゅんせつ工事業	清掃施設掃除業		

労働安全衛生関係法令に基づく資格・教育

注意すべき資格・教育

以下のような作業は、一見、資格・教育が必要ないように感じるかも知れませんが、労働安全衛生関係法令や通達に基づく講習、教育の修了が必要

- 玉掛けの業務
- 巻上げ機（ウィンチ）の運転
- 丸のこ等取扱い作業
- 有機溶剤の取扱い作業
- 振動工具の取扱い業務
- 自由研削砥石の取替え 等



建設現場の特徴

他の業種との違い

ポイント①：現場の状況が日々変化する
(昨日は安全だった箇所も今日は危険かも?)

ポイント②：大型機械が多数稼動している
(大きなケガや死亡災害につながりやすい)

ポイント③：色々な職種の人と一緒に作業を行う
(「混在作業」が災害につながることも)

建設業は「特定業種」として、
法律上も厳しい管理を求めている

新規就業者への安全衛生教育の必要性

背景

- 全国的な建設業界の状況
 - ① 震災復旧・復興に向けた各種工事の本格化
 - ② 緊急経済対策の実施による工事量の増加



- 技能労働者、管理者など、建設現場における作業や施工管理を担う労働者の人材不足が顕在化

最近の動き

- 国土交通省による「設計労務単価の見直し」、「技能労働者の賃金水準の確保に関する要請」

建設業に「不慣れな者」の就業による災害増加の懸念

新規就業者の状況と労働災害発生状況

建設業の「雇用者数」及び「入職者数」の状況

東京局管内	平成14年	平成23年
雇用者数	414,000人	368,000人
うち、 入職者数	56,600人 (13.7%)	28,100人 (7.6%)

10年で

入職者数は半減、雇用者に占める割合も大幅減

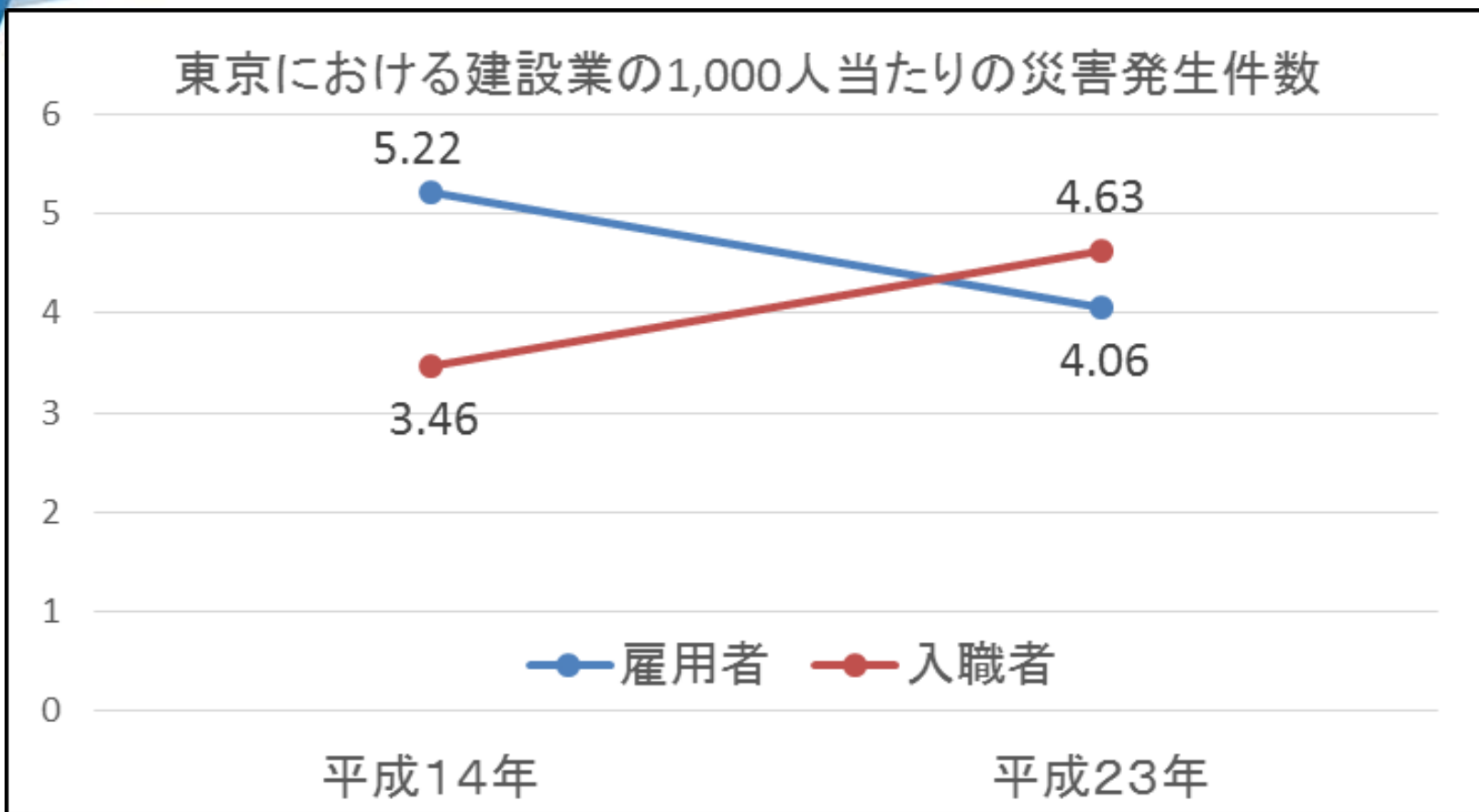
建設業の「経験期間別」労働災害発生状況（休業4日以上）

東京局管内	平成14年	平成23年
労働災害	2,160人	1,493人
うち、 経験1年未満	196人 (9.1%)	130人 (8.7%)

10年で

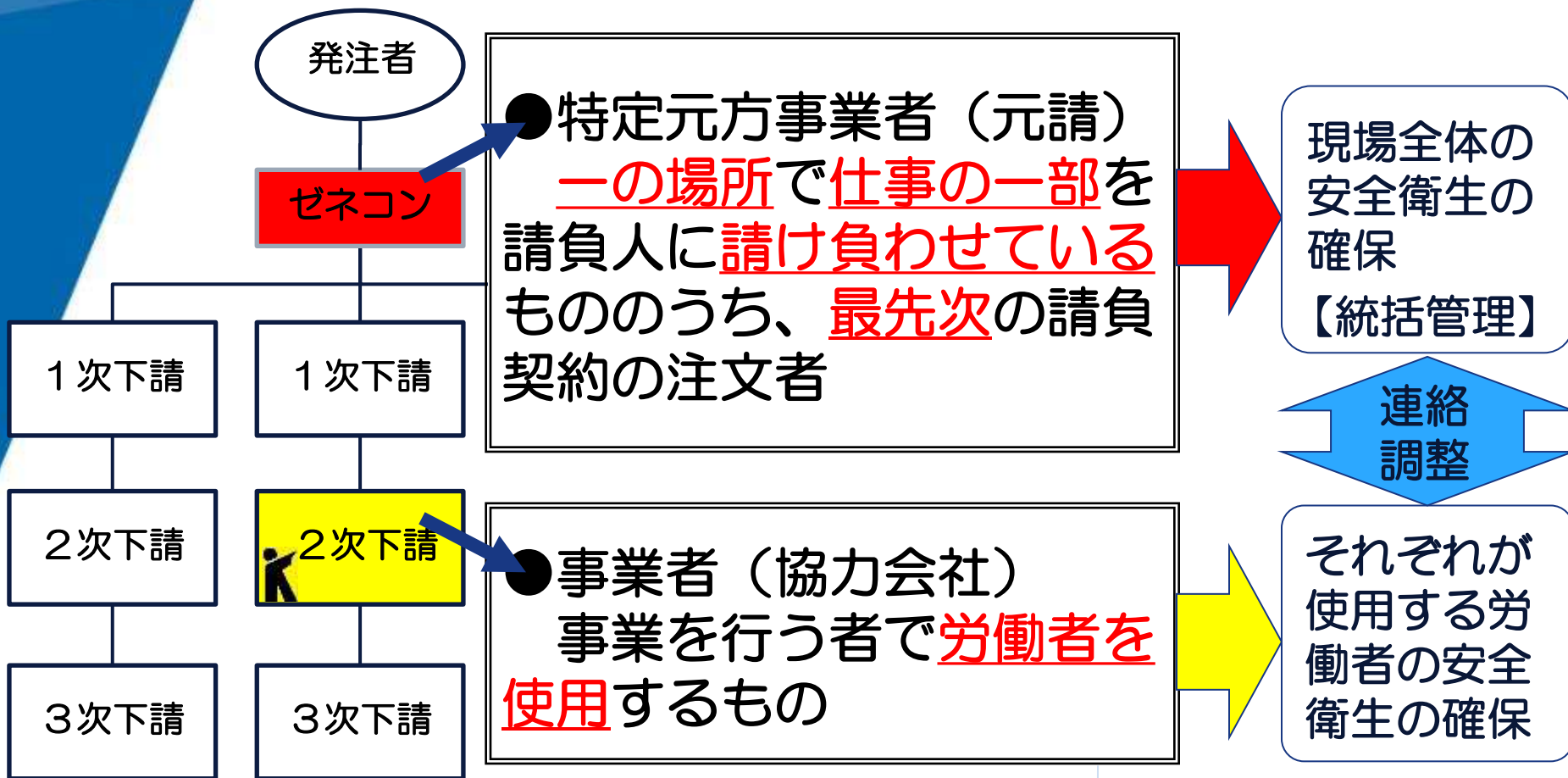
労働災害に占める「経験1年未満」の割合に変化なし

新規就業者の状況と労働災害発生状況



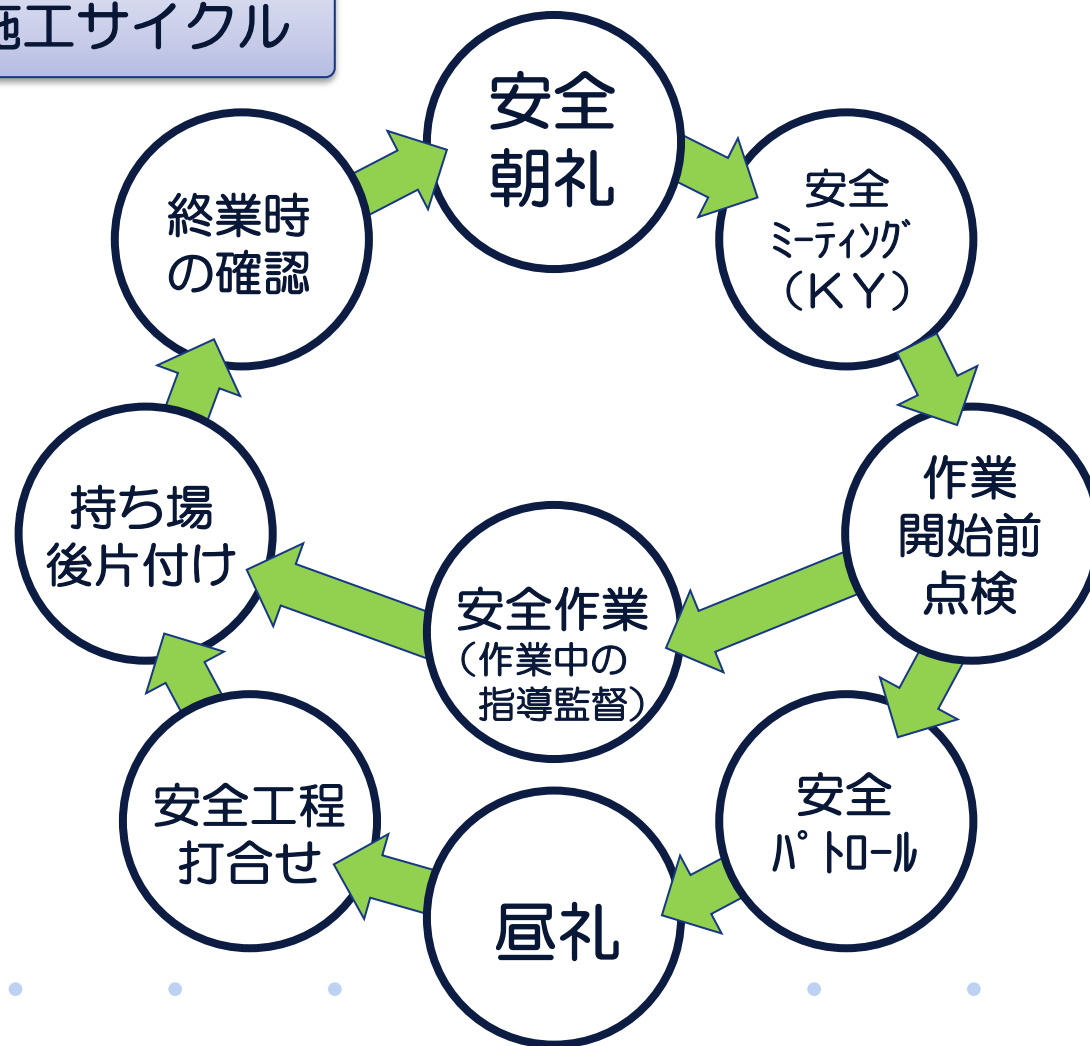
入職者（新規就業者）の労働災害発生率は
10年前と比較して上昇

3 建設現場の安全衛生管理体制とは



4 建設現場の一日の作業の流れ

安全施工サイクル



5 労働災害防止のために行うべき事項

皆さんの役割

ポイント①：決められたルールと手順を知り、守る
(「無知」と「無視」は災害を招く！)

ポイント②：職長等の責任者の指示を仰ぎ、守る
(建設現場では、勝手な行動は他人を巻き込む)

ポイント③：4S (整理・整頓・清掃・清潔) を徹底する
(乱れた現場では災害も起こりやすい)

禁止事項 (不安全行動)

ポイント：「不安全行動」は絶対にしない
(労働災害の「9割以上」が不安全行動あり)

5 労働災害防止のために行うべき事項

危険予知（KY）活動

作業開始前、作業グループごとに

「この作業にはどんな危険が潜んでいるか」

「どうしたら安全に作業することができるか」

など、安全に作業を行うための対策を話し合う取組

効
果

- ・ チームワークの向上
- ・ 一人では気付かない危険への気付き
- ・ 危険を見つけ出す能力（危険感受性）の向上

KYとRA
は「別物」
ではあるが、
「車の両輪」
の様な関係

さらに

計画段階で実施する「リスクアセスメント」について、
①危険性・有害性の「洗出し」の精度向上
②リスクアセスメント 実施結果の見直し・改善
にもつながる

KYシート（例）

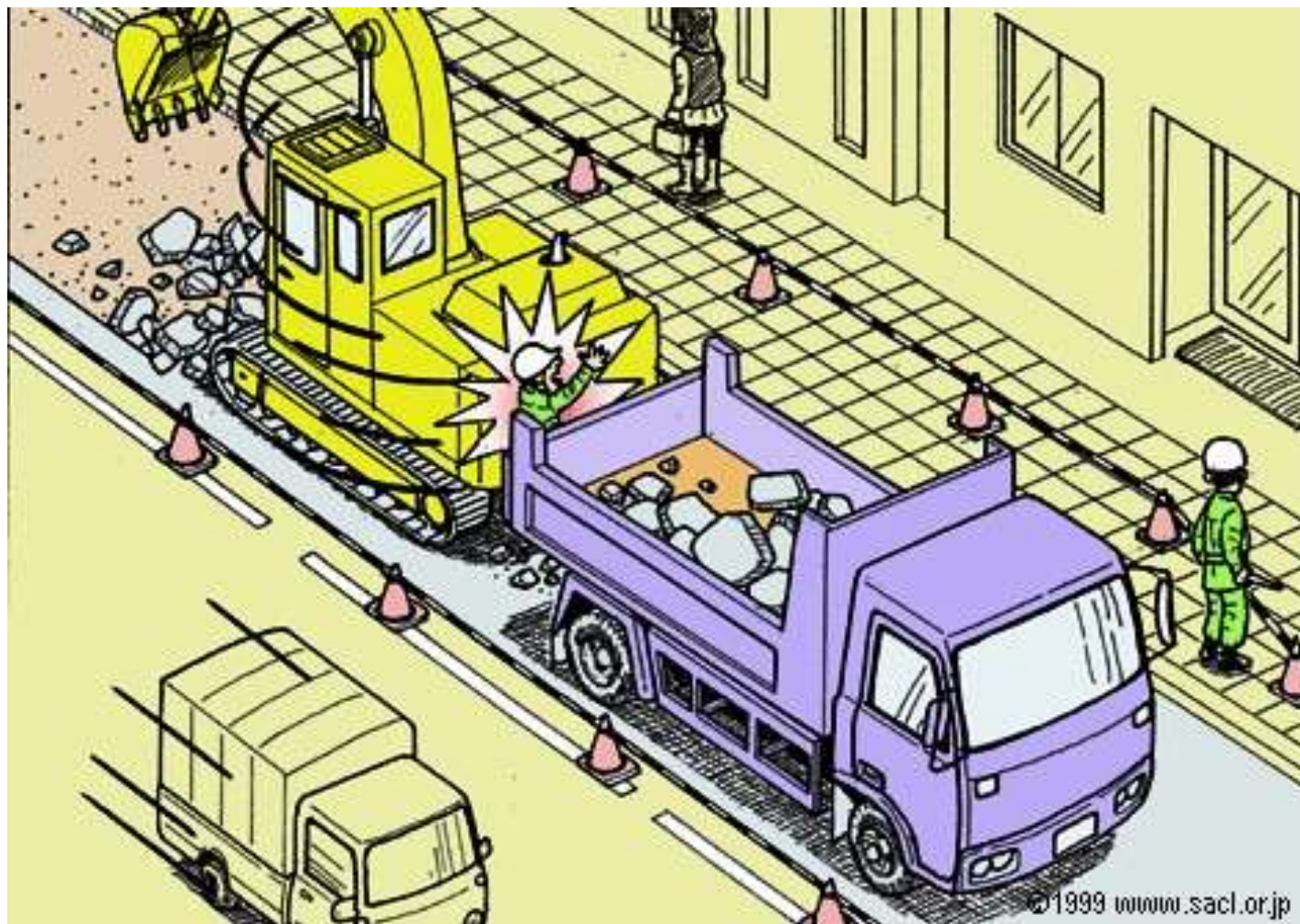
月 日 危険予知活動表	
グループの作業内容	
「どこに」、「どんな」危険が潜んでいるか	
だから私たちがこうします	
グループ名:	

月 日 リスクアセスメントKY活動表					
作業内容					
どんな危険・有害性があるか	見積もり			私たちがこうする	誰が
	可能性	重大性	リスクレベル		
グループ名:	リーダー名:	作業員 名			

危険を見つけ出し、現場でどのように対処するかを議論



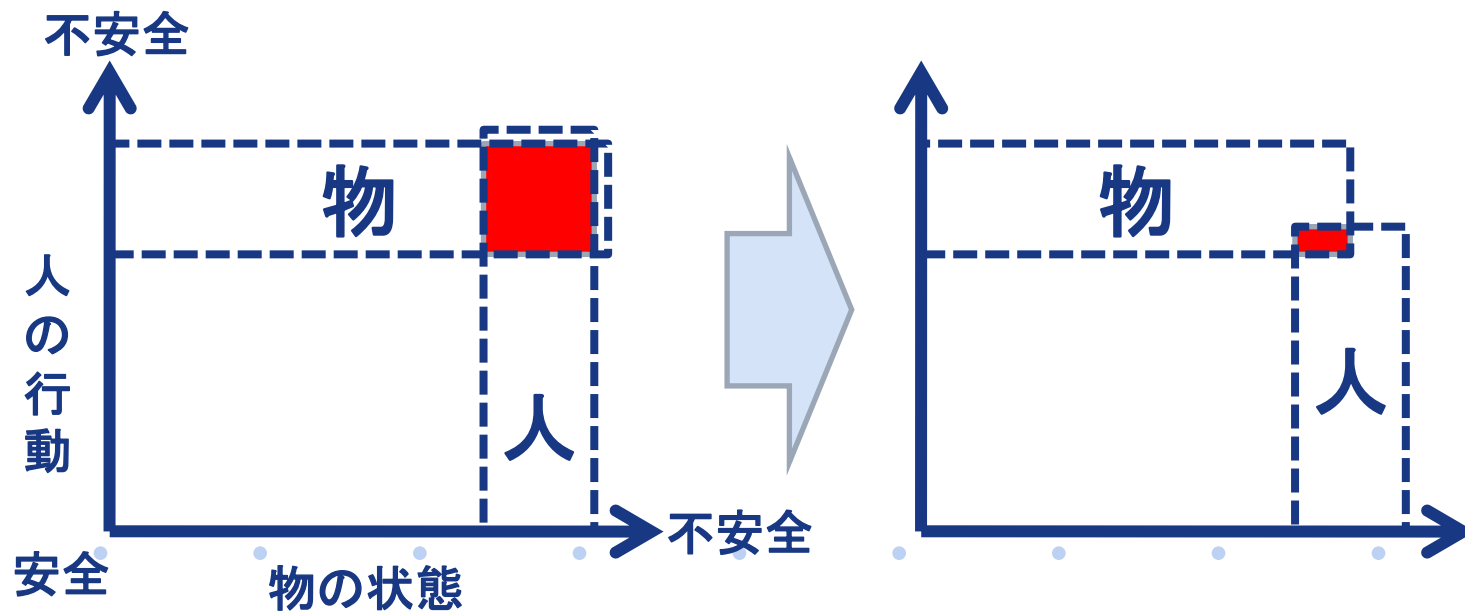
KY演習（例）・・・どんな危険が潜んでいる？



ヒューマンエラーと不安全行動

労働災害発生のメカニズム

- 労働災害は、「物」と「人」との接触によって発生
- 「物の状態」と「人の行動」を「安全」にすれば災害を防ぐことが可能



ヒューマンエラーを諦めていませんか？①

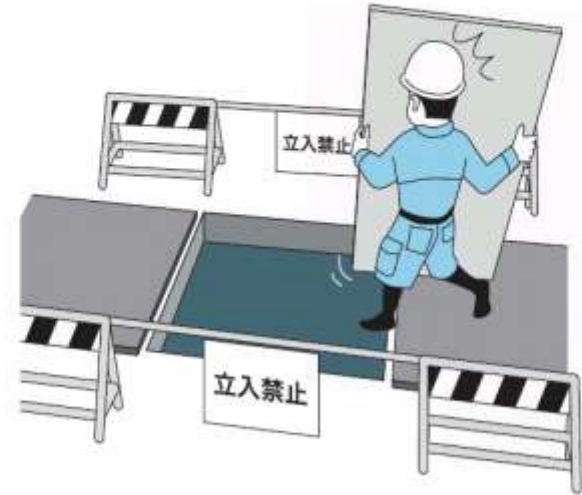
〈場面行動本能の事例〉

手に持っていた工具を落としそうになり、あわてて、それをつかもうと身を乗り出し、墜落してしまった。



〈錯覚の事例〉

開口部はないと錯覚し、墜落した。



○人間の「本能」や「能力」が原因のヒューマンエラーは防ぎにくい

※ 防ぐための訓練もあるが、災害防止上、要求される効果は得られないことが多い

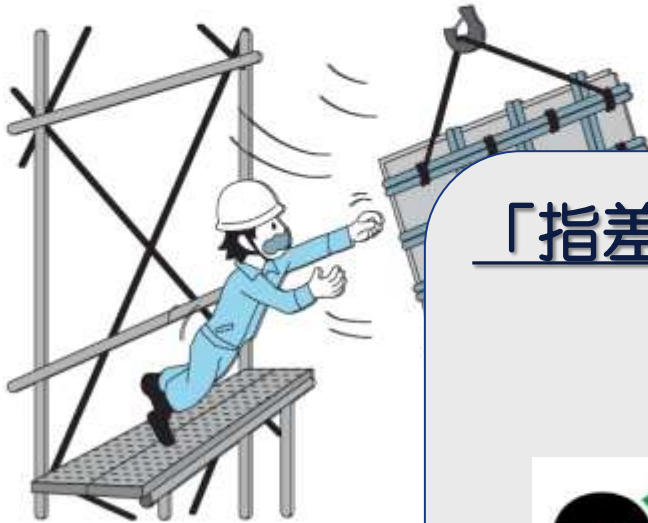
○基本は、設備的対策により、

「ヒューマンエラーを起こしても災害に至らない」対策を！

ヒューマンエラーを諦めていませんか？②

〈危険軽視、慣れの事例〉

足場上での型枠建て込み作業で、バランスを崩し、安全帯の未使用のため墜落した。



〈近道・省略行動本能の事例〉

切梁の上を歩いて、誤って墜落した。



「指差し呼称」は
効果があるの？

ヨシ！



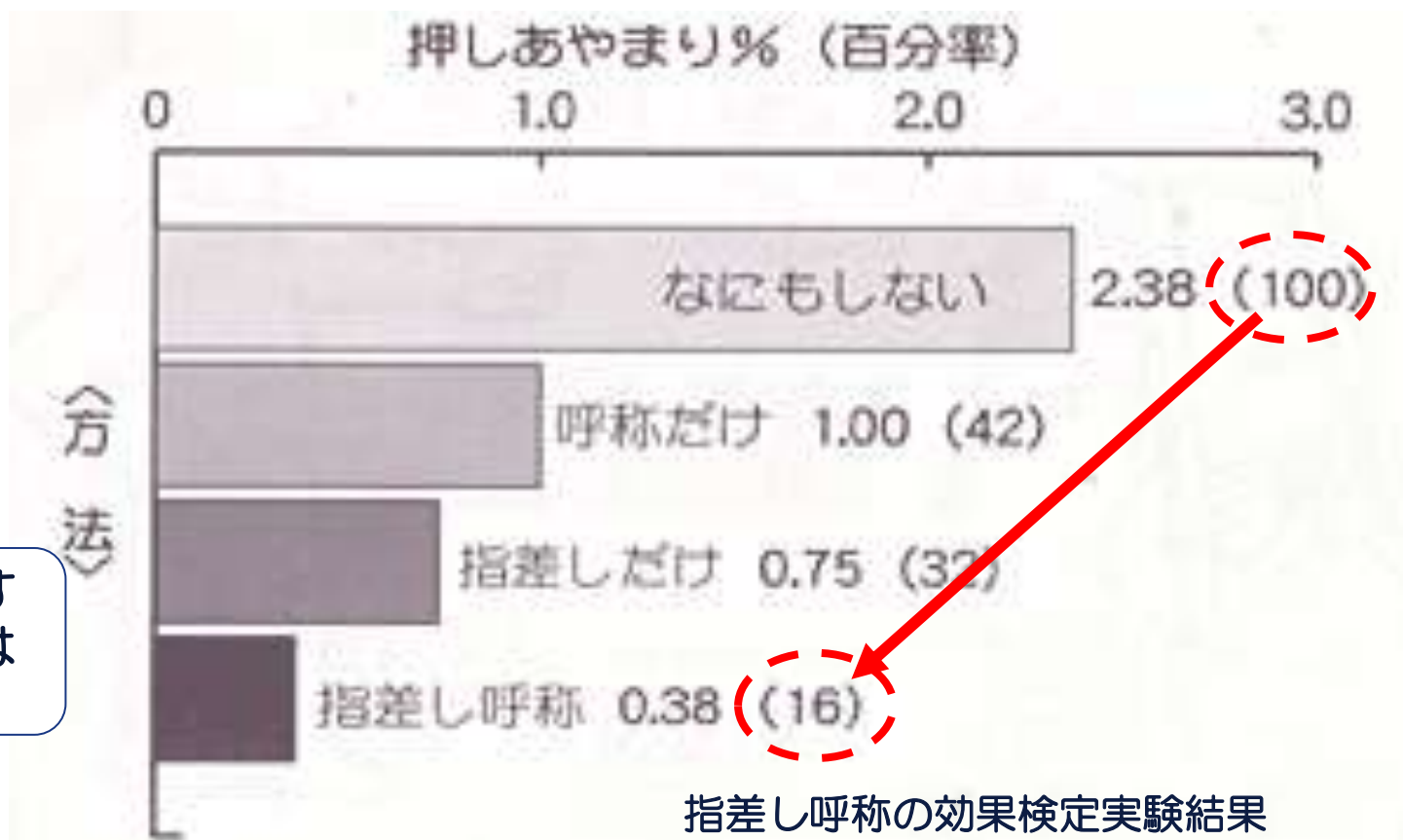
建設業しんこう 2007.8 第3回建設現

法人 労働安全衛生総合研究所 高木元也

- 人間の「性質」に原因があるものでも、容易に防ぐことが可能なものが多い（ヒューマンエラーの多くはこのタイプ）
- 「安全衛生教育」や「指差し呼称」の徹底により、正しい「ルール」や「手順」の遵守徹底を！

「指差し呼称」によるヒューマンエラーの防止

「指差し呼称」の実施により、
ヒューマンエラーの発生は約6分の1に低下



現場全体で実施すれば恥ずかしさはない！

指差し呼称の効果検定実験結果
(平成6年(財)鉄道総合技術研究所)

第Ⅱ部 現場での具体的な作業と 労働災害防止対策

6 建設現場で発生している労働災害

(1) 足場等の高所での作業

(2) 開口部近くの作業

(3) クレーン等により荷などをつり上げて移動する作業

(4) バックホウなどの建設機械を使用する掘削等

(5) 上下水管敷設作業

(6) 脚立を使用する作業

(7) はしごを使用する作業

(8) 電動工具を使用する作業

(9) 振動工具を使用する作業

(10) 溶接・溶断の作業

(11) 熱中症

(12) 酸素欠乏症等

(13) 有機溶剤を使用する作業

(14) 石綿除去の作業

(15) 重量物の取扱い腰に負担のかかる作業

(16)(17) その他作業全般の留意事項、健康診断

6 建設現場で発生している労働災害

東京労働局で発生した死傷災害（H24）から見る傾向

- 労働基準監督署に報告のあった休業4日以上の死傷災害について、災害のタイプと使用工具別に分類（平成24年1,429件中、1103件を対象）

ワースト1：墜落・転落

「**脚立**」からの墜落・転落：75件

「**はしご**」からの墜落・転落：28件

「**作業台**」からの墜落・転落：17件

⇒ この3つで建設業全体の10.8%

●その他、

「**携帯用丸のこ**」関係：23件

「**携帯用研削盤**」関係：15件

(1) 足場等の高所での作業

発生する災害のタイプ

- ① 足場の解体作業中、安全帯を使用しておらずに墜落。
- ② 作業の必要から取外した「手すり」を復旧し忘れ、別の労働者が墜落。
- ③ 建物のベランダから身を乗り出して資材を受け渡ししていた際に墜落。

対策のポイント

- ① 現場で定められた「ルール」を徹底する。「安全帯」は着用するだけでなく、必要な場所では必ず使用する。
- ② 足場の「手すり」などは自分の判断で取外さない。取外した場合は、作業終了後必ず元の状態に戻す。
- ③ 無理な姿勢での作業は行わない。作業方法に危険を感じた場合は責任者に報告し、指示を仰ぐ。

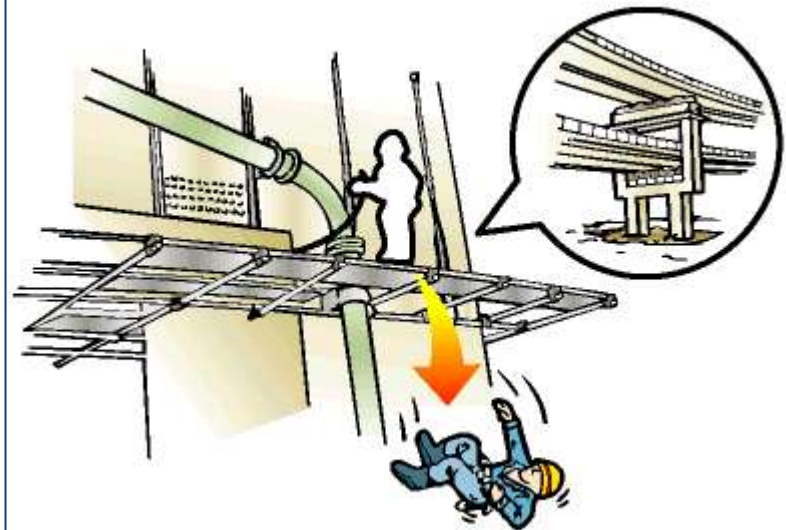
OH24年4月発生（死亡）
建築工事業、40歳代

鉄骨造3階建ての建築物の屋上防水工事において、トイレに行こうとして、建物の壁面に沿って足場部材で組み立てられた構造物を伝って降りようとしたところ、足を踏み外して墜落したものの。



OH24年4月発生（死亡）
土木工事業、20歳未満

鉄道の橋につり足場を設置する作業中、仮設置した作業床の上で、その作業床を本固定しようとしていたところ、作業床が脱落して墜落したもの。安全帯は使用していなかった。



(2) 開口部近くの作業

発生する災害のタイプ

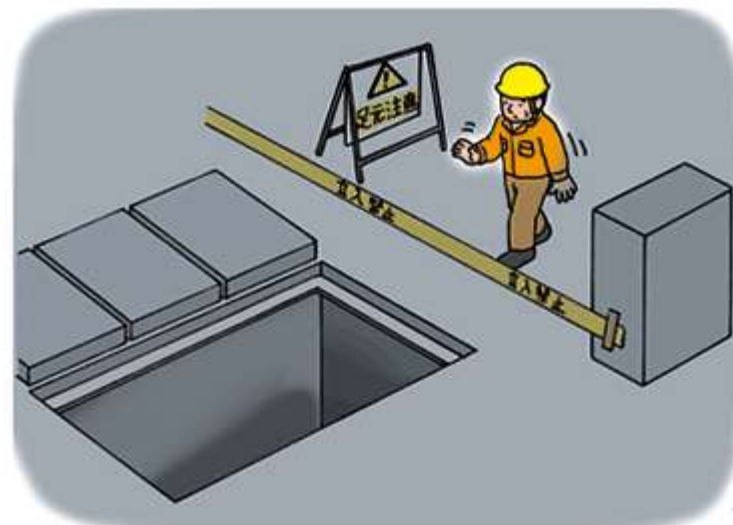
- ① 開口部から荷揚げ作業中、「手すり」が邪魔だったため、取り外して作業していたところ墜落。
- ② 開口部からコンクリートのガラを投げ落としたところ、下にいた別の労働者に激突。
- ③ 解体工事現場において、開口部に気づかずに墜落、開口部には「覆い」がなかった。

対策のポイント

- ① 「手すり」や「覆い」などは勝手に取り外さない。開口部から材料等を取り込むときは「安全帯」を使用する。
- ② 開口部からは物を落とさない。
- ③ 開口部には「囲い」や「覆い」を設置し、開口部であることがわかるように表示する。

OH24年2月発生（死亡）
建築工事業、20歳代

ビル解体工事において、被災者は、塔屋解体後の屋上で、エレベーターシャフトの開口部から「がれき」を投下する作業を行っていたところ、その開口部から墜落したものの。



(3) クレーン等により荷などをつり上げ作業

発生する災害のタイプ

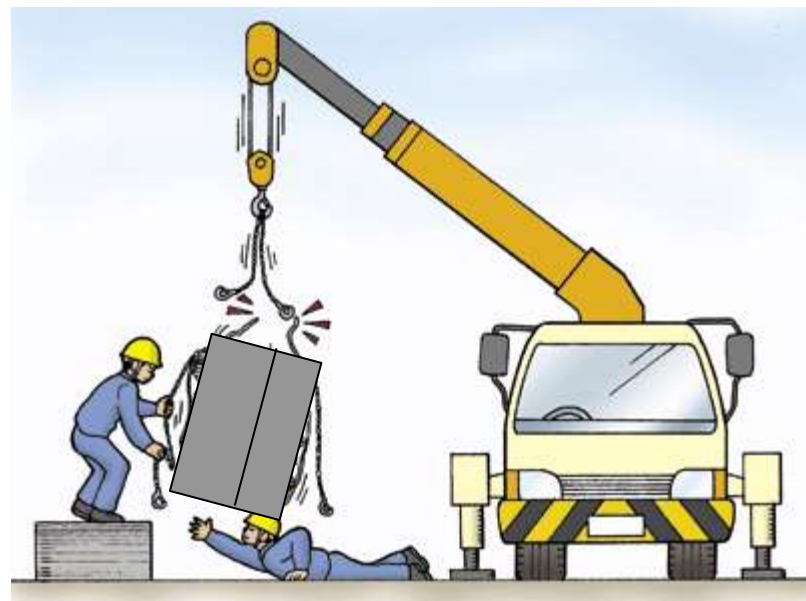
- ① 移動式クレーンを用いて荷をつって旋回したところ、移動式クレーンが転倒し、近くを移動していた作業員に激突。
- ② タワークレーンにて、単管パイプを20本まとめてつり上げたところ、パイプがばらけて下にいた労働者に落下。

対策のポイント

- ① 作業範囲内には無断に立ち入らない。特に、つり荷の下には絶対に立ち入らない。
- ② 「玉掛け作業」（荷をつり上げる際のロープかけ作業）は、有資格者が行う（補助作業はOK）。

OH24年7月発生（死亡）
その他の建設業、60歳代

墓地における墓石工事の現場において、車両積載型トラッククレーンを操作してトラックから墓石を降ろしていたところ、つり上げた墓石が落下し、被災者の頭に激突したもの。



(4) バックホウなどの建設機械による掘削等

発生する災害のタイプ

- ① ブレーカ（解体用機械）で解体作業を行っていたが、距離があることから、安全ポールを超えて資材を取りに行ったところ、解体したコンクリート片が頭部に飛来してきた。
- ② 掘削作業を行っている際、急いでいたため、誘導者の指示を確認せず、ドラグ・ショベル（掘削用機械）の後ろを走って通過しようとしたところ、急にバックしてきたドラグ・ショベルに挟まれた。

対策のポイント

- ① 建設機械周辺の立入禁止区域には無断で立ち入らない。
- ② 作業指揮者、誘導者、合図者等の指示に従い、決められた安全通路を通行する。

OH25年1月発生（死亡）
オペレータ、50歳代

建築物の外壁塗装作業終了後、塗装のムラの修正作業を高所作業車を用いて行っていたところ、地盤のぬかるみにより高所作業車が転倒し、現場に隣接した鉄道標識の鉄柱と作業床に挟まれたもの。



(5) 上下水管敷設作業

発生する災害のタイプ

- ① ドラグ・ショベルで下水道管を敷設するための溝を掘削後、溝内でならし作業を行っていたところ壁面が崩壊。
- ② 地上から溝内に飛び降りようとしたところ、土止支保工に足が引っ掛かり、頭から溝内に墜落。

対策のポイント

- ① 掘削溝には、「土止め支保工」が設置された後でなければ立ち入らない。出水や変形などの異常に気付いた場合は直ちに溝から出て、責任者に報告する。
- ② 掘削溝での昇り下りは、はしご、階段等の昇降設備を使用する。



OH24年2月発生（死亡）
土木工事業、20歳代

下水道管取替工事において、ドラグ・ショベルで掘削した道路の溝（深さ約3m）の内部において、下水管の状態確認作業を行っていたとき、掘削側面が肌落ちしたものの。

OH24年3月発生（死亡）
土木工事業、70歳代

下水管及び汚水管の敷設工事において、掘削用建設機械を用いて幅約1.5m、深さ約2.5mの溝状の穴を掘削し、床づけ作業を行うために掘削底に立ち入ったところ、側面が崩落したものの。

(6) 脚立を使用する作業

発生する災害のタイプ

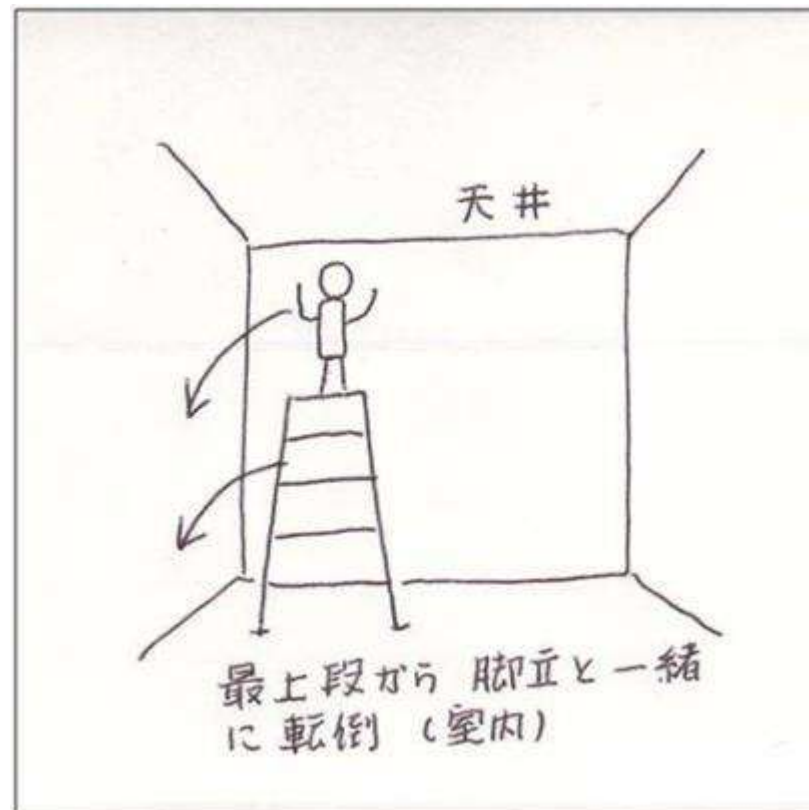
- ① 脚立の天板に乗って作業していたところ、身を乗り出した際に止め金具が外れ、脚立がぐらついた際に墜落。
- ② 両手に工具を持って可搬式作業台から降りる際、ステップから足（かかと）を滑らせて墜落。

対策のポイント

- ① 作業に応じた「適切な高さ」の脚立を「適切な位置」に設置し、天板に乗っての作業や身を乗り出しての作業はしない。
- ② 工具等を持っての昇り下りは行わない。特に、下りる際はステップに背を向けない（ステップに対面し、手をかけながら下りる）。

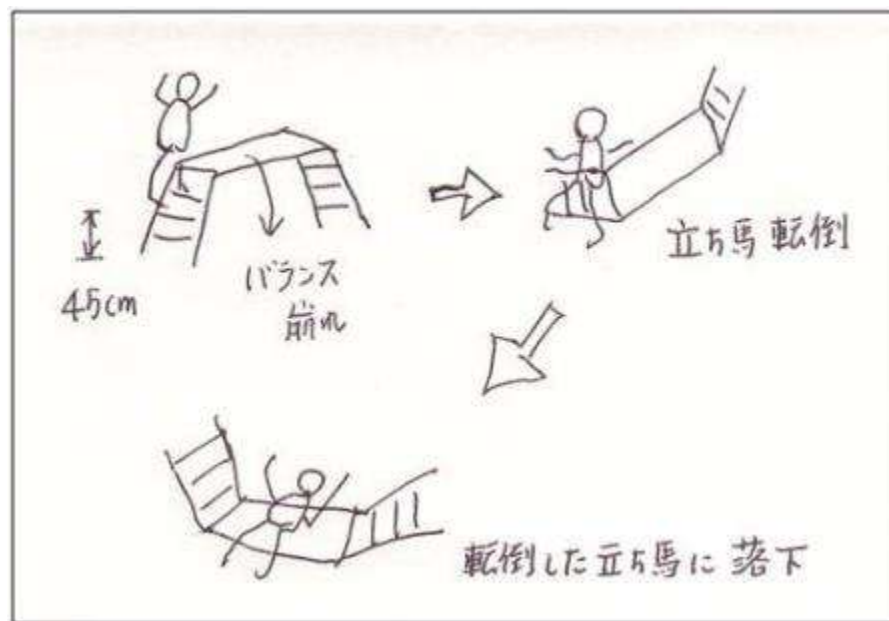
OH24年6月発生
(休業4か月)
大工、60歳代

「脚立」の天板に乗って
室内解体作業を行っていた
ところ、最上段から「脚
立」と一緒に転倒したもの。



○H24年6月発生
(休業4週間)
営業、30歳代

機械の点検作業を行っている作業員に、「可搬式作業台」の上で工具を手渡した後に、「可搬式作業台」から降りる際にグラついて倒れたもの。



規制対象外ではあるが、安衛則
の考え方に照らせば・・・



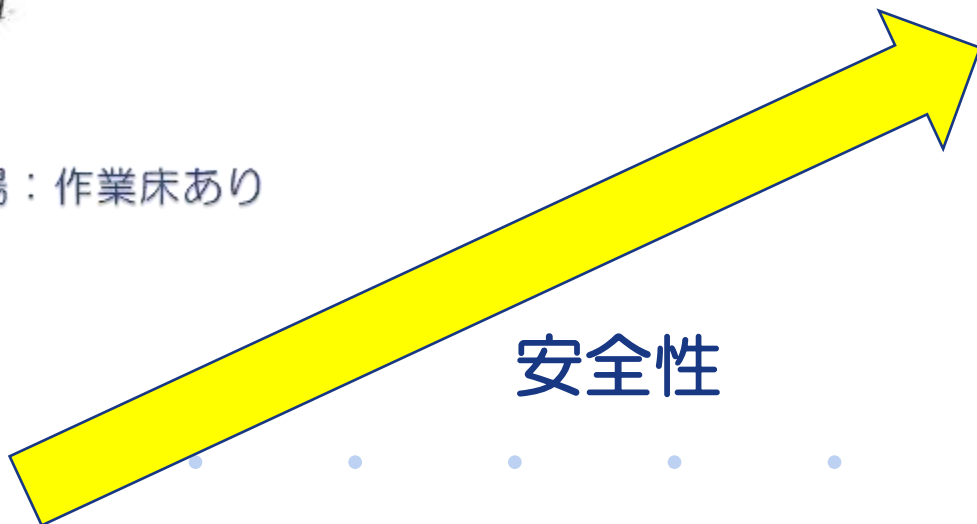
脚立：作業床なし



うま足場：作業床あり



可搬式作業台：作業床+手すり



安全性



脚立踏面
の滑り止め



(7) はしごを使用する作業

発生する災害のタイプ

- ① 工具を手に持って「はしご」を登っていた際、バランスを崩して墜落。
- ② 「はしご」を下りていたところ、脚部が滑り、屋根にかけていた部分が外れて「はしご」ごと墜落。

対策のポイント

- ① はしごの登り下りの際には手に物は持たない。
- ② はしごの脚部には滑り止めが付いたものを使用し、上部は60センチ以上突き出してしっかり固定する。

OH24年2月発生
(休業3ヶ月)
造園業、60歳代

屋根にプラスチック部材
を取付けるため、移動式の
一連「はしご」をセットし
て最上部近くまで登ったと
ころ、「はしご」と一緒に
下にずれ落ちたもの



(8) 電動工具を使用する作業

発生する災害のタイプ

- ① 「携帯用丸のこ盤」で木材を切断中、急に機械が反発し、足を負傷。歯の安全カバーは針金で固定していた。
- ② 「電動ドリル」で柱に穴を開けていた際、着用していた軍手が回転部に巻き込まれ、指を負傷。
- ③ 「ディスクグラインダー」を用いて溶接部を削っていたところ、破損した電源コードに手が接触し、感電。

対策のポイント

- ① 「携帯用丸のこ盤」の安全カバーなど、安全装置は必ず使用する。
- ② 「電動ドリル」などを使うときには、巻き込まれるおそれのある手袋は使用しない。
- ③ 電源ケーブル等の破損を事前に確認する。

OH24年1月発生

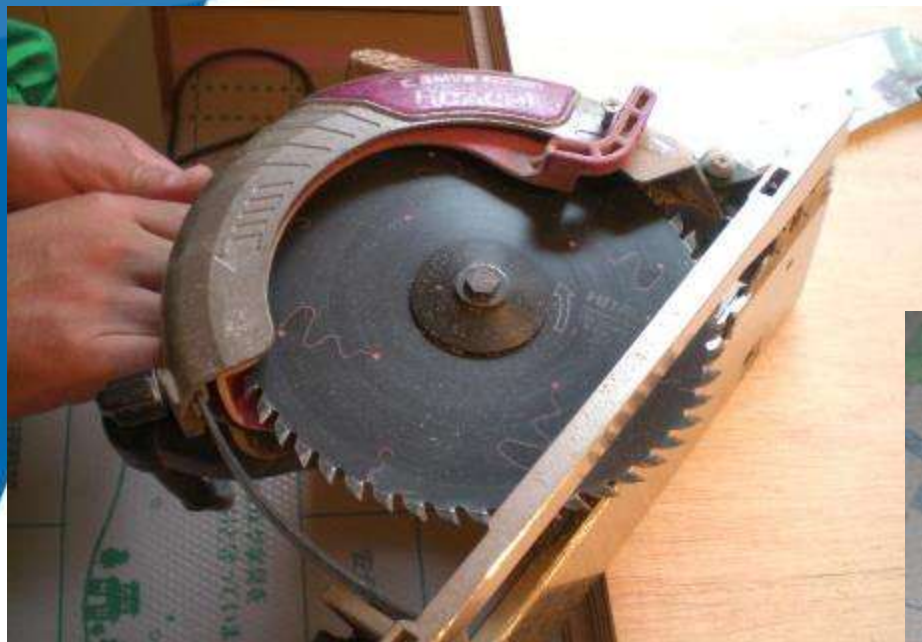
(休業2ヶ月)

リフォーム工、30歳代

引き戸調整のため、左手に持っていた電動丸のこを右手に持ち変えようとした際に、電動丸のこのスイッチが入ってしまい負傷した。



「携帯用丸のこ盤」の安全カバーを固定した例



「チップソー」を装着した 違法なディスクグラインダの例



OH24年3月発生
(休業1ヶ月)
設備工、30歳代

住宅の給水設備工事現場
において、水道管をサン
ダー（携帯用研削盤）で切
断中に、左手の手袋を巻き
込んでしまい、手の甲を負
傷したもの。



○H24年7月発生
(休業2週間)
大工、60歳代

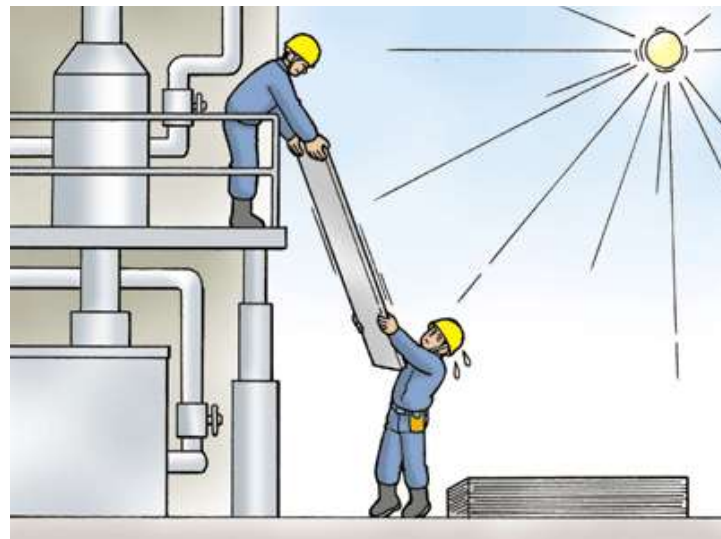
住宅新築工事において床張り作業を行っていたところ、隣で釘打ち作業をしていた作業者が釘打ち機のホースに足を取られ転倒しそうになり、その反動で「釘打ち機」が被災者膝部分に当たったもの。



(11) 熱中症

発生する災害のタイプ

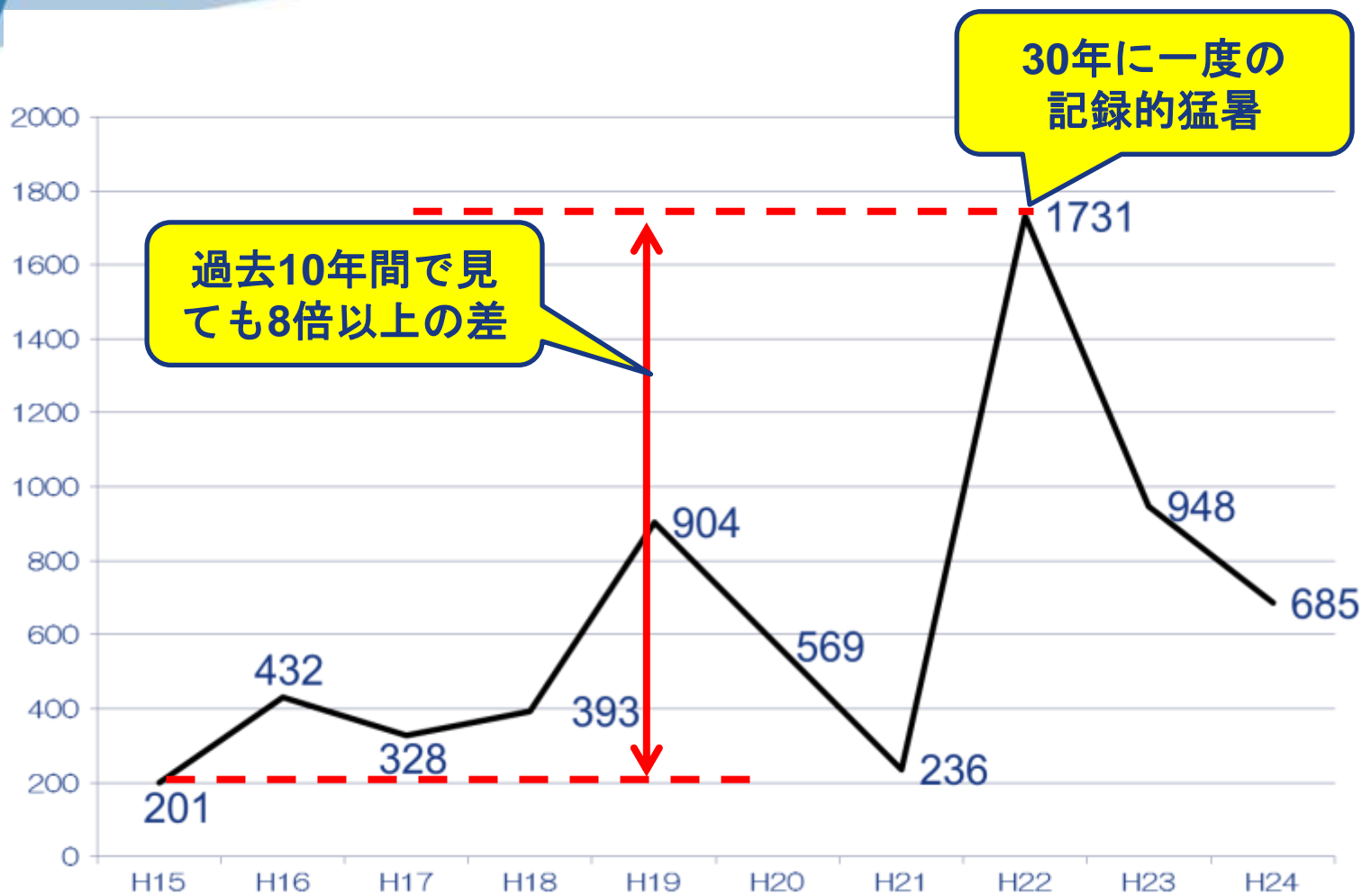
- 炎天下での作業中、急に「めまい」がしたため、日陰で休んでいたところ、作業終了時に死亡しているところが発見された。



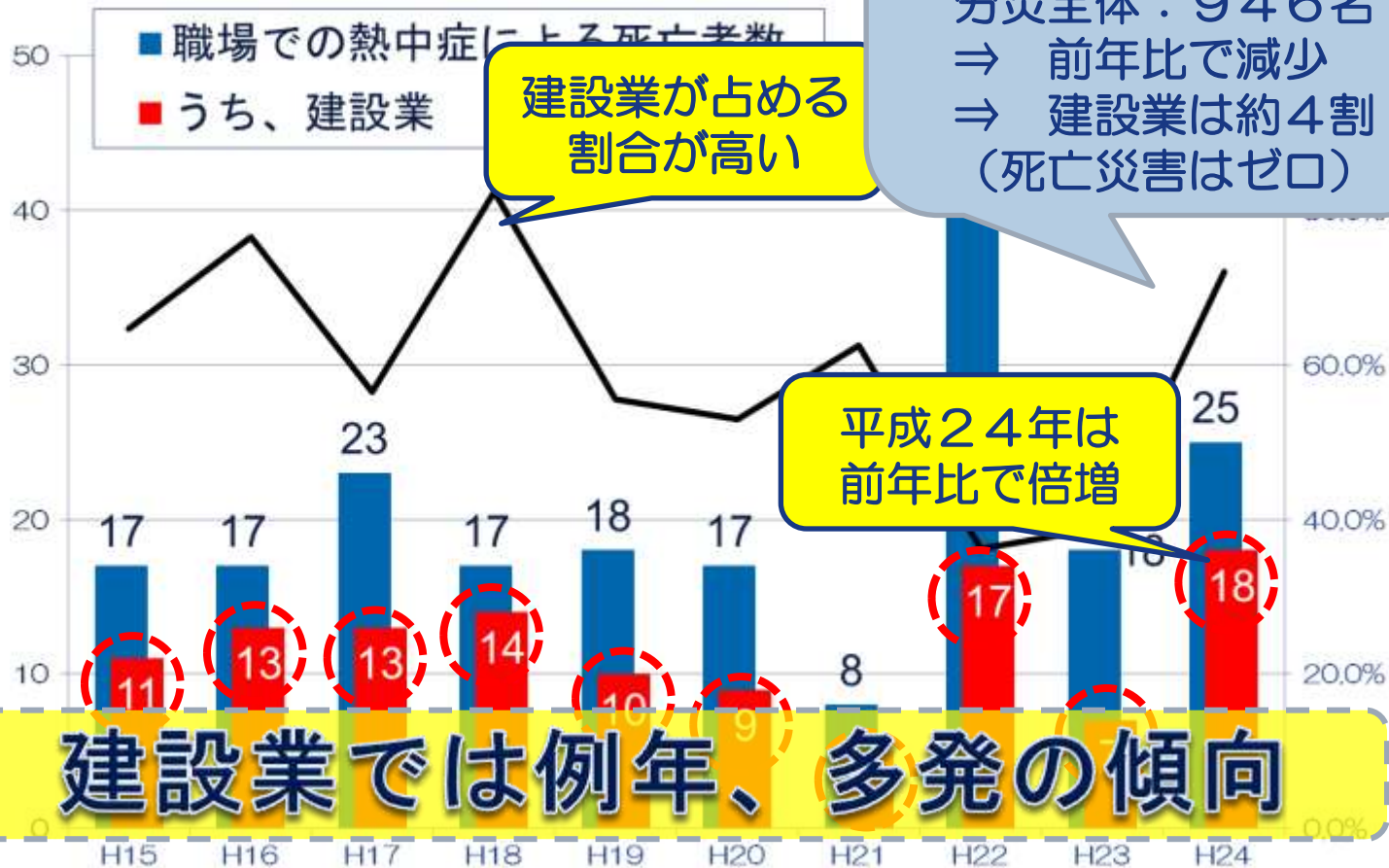
対策のポイント

- 作業前日は深酒はせず、十分に睡眠をとる。
- 朝礼時の体調チェックの際は正直に状況を伝える。
- 喉の渇きとは関係なく、水分・塩分やスポーツドリンクを定期的に補給する。
- 体調に異常を感じたら、遠慮せず、すぐに責任者に報告する。

我が国における熱中症による死亡者数の推移



「職場」での熱中症による死亡者数の推移（全国）



○東京局管内の状況
死亡災害： 1名
休業4日： 39名
労災全体： 946名
⇒ 前年比で減少
⇒ 建設業は約4割
(死亡災害はゼロ)

建設業が占める割合が高い

平成24年は前年比で倍増

建設業では例年、多発の傾向

「熱中症」で重症化しないために

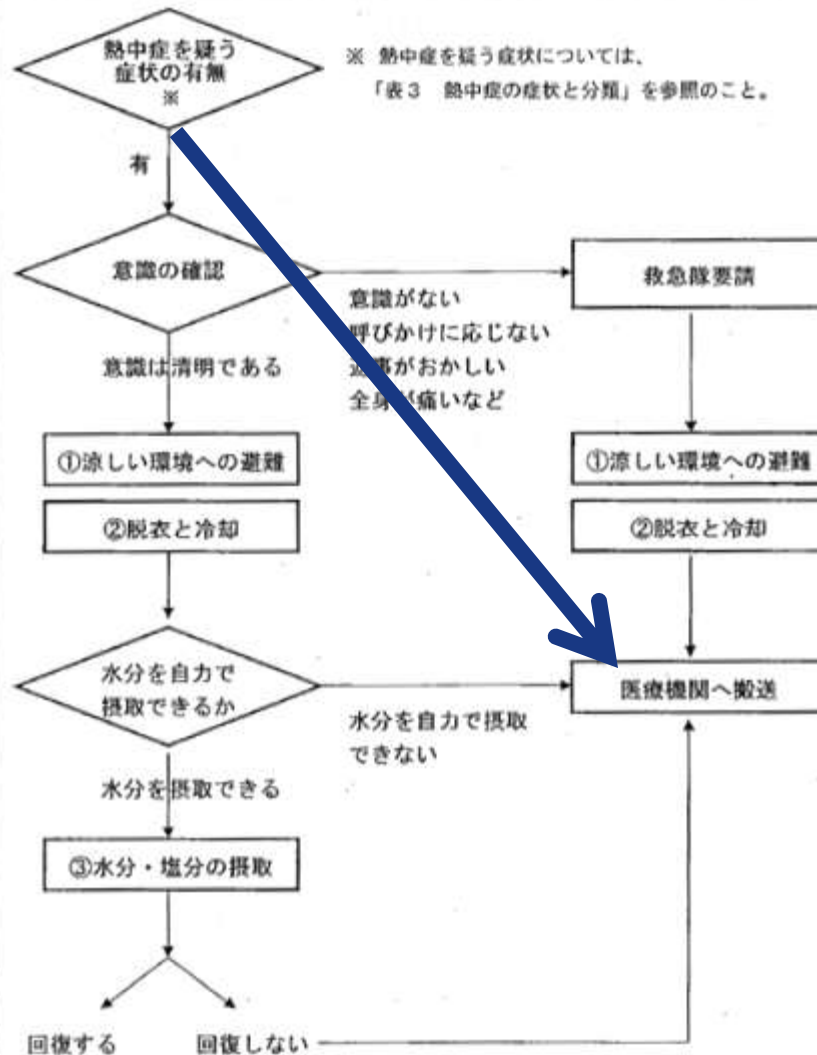
救急搬送までの間の応急措置！

発症時の応急処置

- ①涼しい場所での安静
- ②水分・塩分の補給
- ③体を冷やして体温を低下

安易な「経過観察」は「手遅れ」を招く

躊躇せずに医師の診察を受けさせる



※ 熱中症を疑う症状については、「表3 熱中症の症状と分類」を参照のこと。

※ 上記以外にも体調が悪化するなどの場合には、必要に応じて、救急隊を要請するなどにより、医療機関へ搬送することが必要であること。

熱中症の症状と労働災害との関係

▼熱中症の症状一覧表

分類	症状	重症度
I 度	①めまい・失神（「立ちくらみ」の状態） ②筋肉痛・筋肉の硬直（塩分欠乏による「こむら返り」の状態） ③大量の発汗	軽 ↓
II 度	④頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感	↓
III 度	⑤意識障害・痙攣・手足の運動障害（呼びかけ等への反応不全） ⑥高体温（体に触ると熱いという感触がある）	重

- 「熱中症」という健康障害の側面のみならず、その症状が引き起こす **「他の労働災害の発生」** にも留意する必要がある
- 「熱中症」としては「軽度」でも、**建設現場のような状況では、重篤な災害を引き起こすこともある**



他の災害に遭わないためにも、未然防止が重要！

(12) 酸素欠乏症等

発生する災害のタイプ

- ① マンホールの点検を行う際、事前に酸素濃度の測定を行わずに立ち入ったところ、酸欠により意識を失った。
- ② 地下ピットにおいて作業を行っていたところ、作業に使用する発電機から発生した一酸化炭素がピット内に充満し、意識を失った。

対策のポイント

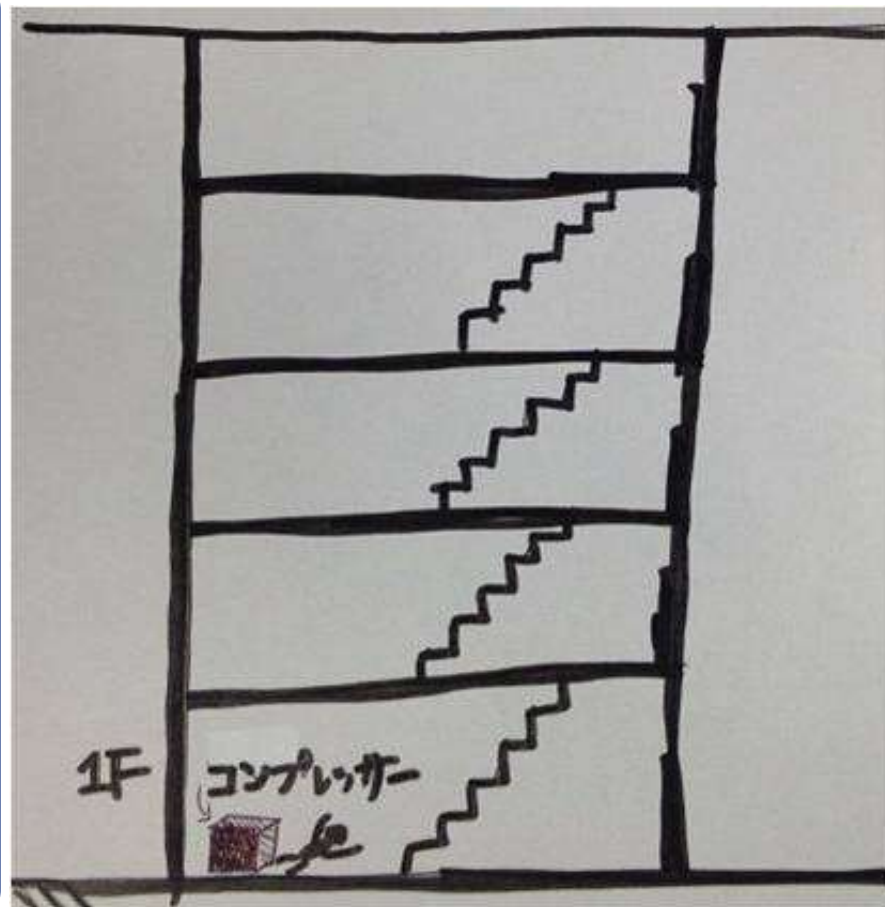
酸欠空気や有害ガスの発生のおそれがある場所で作業を行うときは、以下の点に留意しましょう。

- 作業主任者の指示に従う
- 外部から新鮮な空気が取り入れられているか
- 異常があったら直ちに作業場所から離れ、責任者に報告する

※ 仲間が酸欠で倒れた際も自分ひとりの判断で救出に向かわず、必ず作業主任者の判断を仰ぐ

OH24年12月発生（死亡）
塗装工、60歳代

マンションの階段室において、単独にて塗装作業を行っていた労働者が床に倒れているところを発見されたもの。被災者が倒れていた個所には、燃料が空となったエンジン式コンプレッサーが置かれていた。



その他の共通事項

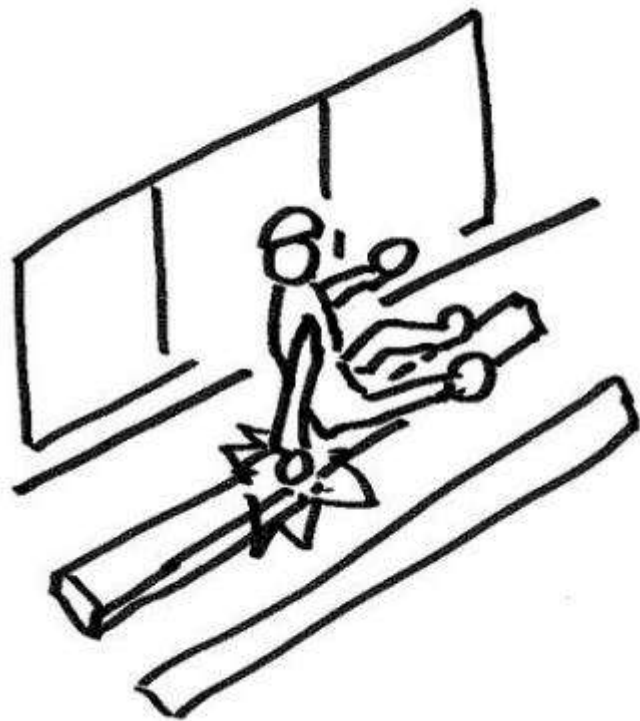
現場内の整理整頓について(例)



型枠工事中は現場が雑然となりがちであるが、作業通路の確保は必要不可欠



崩壊・落下を防止するなど、
整頓の方法も検討が必要



OH24年1月発生
(休業10日)
建方工、30歳代

並べられていた資材の上
に足を掛けてしまい、転倒
した際に梁に付けていた金
物の上に手を付いて負傷。



高所でこれが起きれば、
墜落にも発展

7 緊急時の措置と避難訓練

自分が被災した場合

- どんな小さなケガでも責任者に報告する

仲間が被災した場合

- 異常を発見したら直ちに責任者に報告する
- 被災者の応急手当を行う（「感電」や「酸欠」
「建物の倒壊」などの場合、2次災害の危険があるため、責任者の指示に従う）

避難訓練の必要性

- 緊急時に自分や仲間の「命」を守るため、「避難訓練」等に真剣に取り組む

8 建設現場で使用される設備・工具の名称

建設現場で使用される仮設機材や、建築物の部位の名称は、日常的に使用しないものが多い

(1) 足場の名称

テキスト P.25

(2) 型枠支保工の名称

テキスト P.26

(3) 土止め支保工の名称

テキスト P.27

(4) 明かり掘削の名称

テキスト P.27

(5) 電動工具の名称

テキスト P.28

(6) 電気機器の名称

テキスト P.28

これらの用語を理解しておかないと、作業指示の内容が理解できないケースもあることに留意

現場でよくある指示内容

あの足場の3層目の「ブレース」と「下さん」が1箇所はずれてるから直しておいてくれ

あそこに立て掛けてある「シートパイル」は危ないから「控え」を取っておいてくれ

資材置き場の横がぬかるんでるから「養生」しておいてくれ

「ユンボ」で作業している後ろは絶対に歩くなよ！

「たれ壁」の「小口」にちょっと「バリ」があるから「サンダー」で「はつって」おいてくれ

現場でよくある指示内容

わく組足場の墜落防止措置

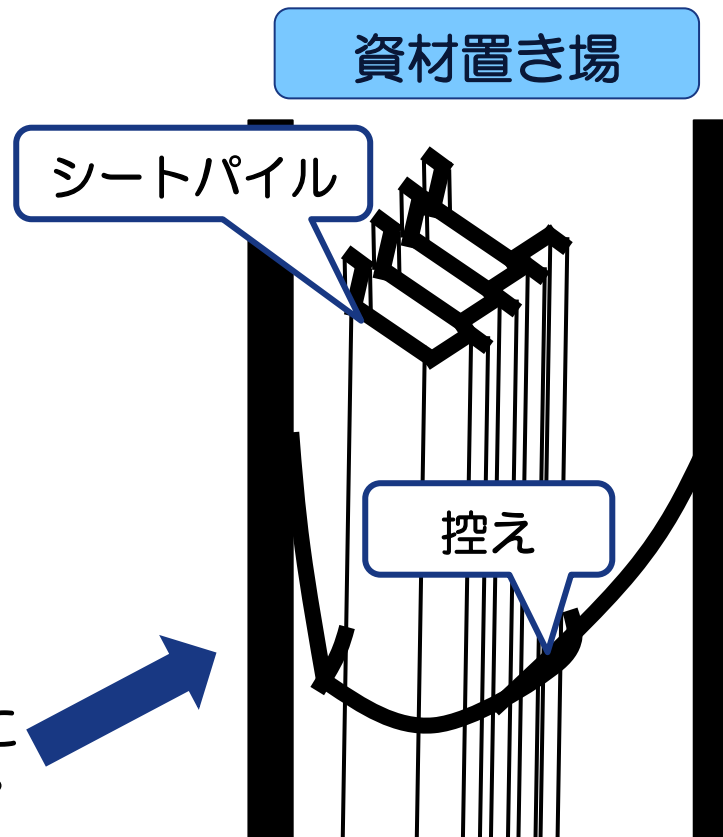
「ブレース」
||
「交さ筋交い」

下さん



あの足場の3層目の「ブレース」と「下さん」が1箇所はずれてるから直しておいてくれ

現場でよくある指示内容



そもそも、立てかけずに
平置きにすべき・・・

あそこに立て掛けてある「シートパイル」は危ないから「控え」を取っておいてくれ

現場でよくある指示内容

養生（ようじょう）

大辞林より

- ① 健康に注意し、病気にかからず丈夫でいられるようにつとめること。健康を保つこと。摂生。
- ② 病気やけががなおるようにつとめること。保養。
- ③ 土木・建築で、打ったコンクリートやモルタルが硬化作用を十分に発揮するよう保護する作業。
- ④ 建築工事で、作業箇所の周囲を保護すること。



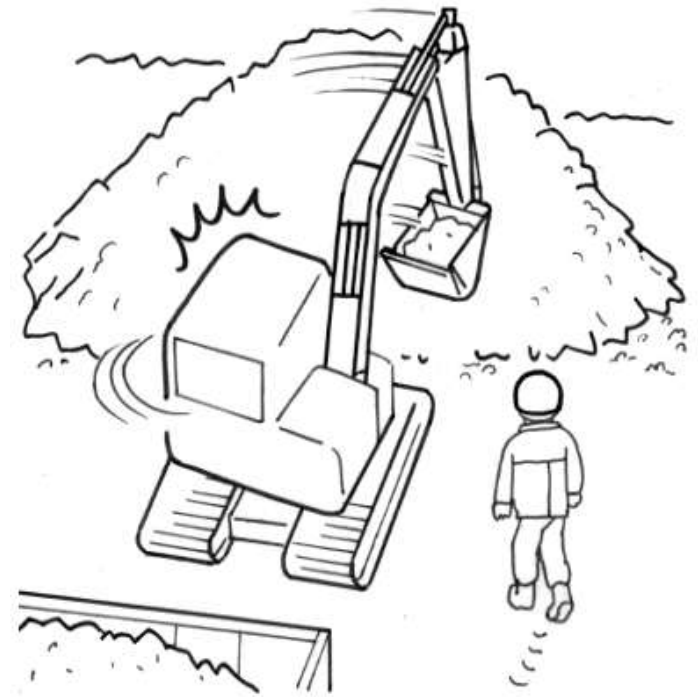
「保護」の内容には、いろいろなケースがある

（例）墜落防止、物体の落下防止、破損防止、防音、防水、遮光 等

資材置き場の横がぬかるんでるから「養生」しておいてくれ

現場でよくある指示内容

- 「ユンボ」は製品名由来の俗称であり、法令上は「ドラグ・ショベル」
- その他、現場では「油圧ショベル」「掘削用建機」「掘削用重機」などと呼ばれることもある



「ユンボ」で作業している後ろは絶対に歩くなよ！

現場でよくある指示内容



「バリ」

コンクリートを打設した際にできた余分な部分

「研り（はつり）」

建設現場でコンクリートで作られた壁などを形を整えるために表面を削る作業

「たれ壁」の「小口」にちょっと「バリ」があるから「サンダー」で「はつって」おいてくれ

9 保護具等の正しい取扱い

(1) 正しい服装、適切な保護具

テキスト P.29

(2) 呼吸用保護具

(3) 保護帽（ヘルメット）

(4) 安全帯

保安用品協会
より別途説明

(5) 安全靴

テキスト P.33

(6) 保護めがね

テキスト P.33

(7) その他の保護具

テキスト P.34

(8) 安全標識

テキスト P.34

保護具の使用は「面倒」であるが、「転ばぬ先の杖」
自動車のシートベルト同様、慣れてしまえば苦にならない！

新規就業者、求職者等の皆様へ

建設現場で安全に働くために

- ① 現場のルールや作業手順を「知り」、「守る」
- ② 「不安全行動」は絶対にしない
- ③ 立入禁止箇所や危険な場所には近づかない
- ④ 作業に当たっては職長等責任者の指示を仰ぎ、自らの判断のみで行動しない
- ⑤ 安全朝礼やKY活動などの安全活動には必ず参加する
- ⑥ 4S（整理・整頓・清掃・清潔）を徹底する
- ⑦ 作業に適した服装、保護具を着用する



新規就業者を使用する事業者・管理者の皆様へ

従業員の安全確保に向けて

- ① ヒューマンエラーを見据えた設備的対策を優先的に実施する
- ② 「建設業に不慣れな者」がいることを前提とした管理を行う
- ③ 今回の講習内容を踏まえた「雇入れ時教育」、
「新規入場者教育」を徹底する
- ④ 「見える化」した分かり易い手順等を整備する
- ⑤ 「Safe Work TOKYO」を旗印とした現場全体の安全気運の向上を図る

